

# 令和6年度 部活動運営計画

武雄市立北方中学校

## 1 ねらい

部活動とは、生徒の生涯にわたる人間形成の基盤づくりにとって重要な役割を果たす活動であるとの認識に立ち、部活動に係わる様々な人々や関連する各種団体の理解と協力を得て、スポーツや文化に親しむことで未来を担う生徒の育成を目指すものである。

## 2 設置部活動

バスケットボール部(男子)、バレーボール部(女子)、サッカー部(男女)、ソフトボール部(女子)、ソフトテニス部(女子)、剣道部(男女)、吹奏楽部(男女)、美術部(男女)

## 3 実施計画

(1) 活動時間 ※校時表を変更した場合、下表の終了時間、下校完了時間を変更するかを協議。

月	部活動終了時刻	下校完了時刻
4月	18:15	18:30
5月～7月	18:30	18:45
夏季休業中は別途計画		
8月～9月15日	18:15	18:30
9月16日～9月30日	18:00	18:15
10月1日～10月15日	17:45	18:00
10月16日～11月15日	17:30	17:45
11月16日～11月30日	17:15	17:30
12月	17:00	17:15
冬季休業中は別途計画		
1月	17:30	17:45
2月	17:45	18:00
3月	18:00	18:15
学年末・春季休業中は別途計画		

※日没の状況によっては活動時間を変更する。

1日の活動時間は原則以下のようにする。

- ・ 学期中の平日は長くても2時間程度とする。
- ・ 学期中の週末等及び長期休業中は長くても3時間程度とする。ただし大会等当日については、大会等の日程に伴い3時間程度を超えて活動することができる。
- ・ 九州・全国大会の予選を兼ねる大会・コンクール等重要な大会（例 新人戦、アンサンブルコンテストなど）を控え、顧問より「部活動練習延長届」が提出され、校長が認めた場合は大会の2週間前より延長して練習をすることができる。

ただし、延長は1日の活動時間が2時間を超えない範囲で行い、生徒の身体的・精神的負担が過重でなく、正規の授業に影響がないことに配慮し、保護者の同意を得ることとする。

## (2) 休養日

活動(練習・試合)にあたっては、生徒の身体的・精神的負担が著しく過重でなく、日常の学校生活や正規の授業に影響が出ないようにする。

- ① 毎月第3日曜日を「部活動休養日」とする。
- ② 上記以外にも、土曜日・日曜日の少なくとも1日は休養日とする。  
週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 平日は少なくとも1日を休養日とする。
- ④ ①から③の規定にかかわらず、部として目標とする重要な大会等の直前の時期には、当該大会等を含む4週間の期間で休養日を合計8日以上確保することを前提に、直前の時期の週当たりの休養日を1日とすることができる。この場合は生徒に過度の負担にならないことを確認し校長の許可を得る。
- ⑤ 長期休業中は、原則として週末及び国民の休日に関する法律に規定する休日を休養日とし、週当たり2日以上休養日を設ける。週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

## (3) 活動中止

- ① テスト前は、特定の期間「活動中止」とする。ただし、県中体連の出場枠に関わるなどの重要な大会のために、顧問より「部活動練習願」が提出され、校長が認めた場合は活動することができる。

中間検査・・・3日前から                      期末検査・・・5日前から

- ② 学校閉庁日は活動中止とする。

## 4 入・退部について

部活動入部については、「入部誓約書」を提出する。2・3年生で活動を継続する生徒についても「意思確認書」を4月に提出する。退部する時は、「退部届」を提出する。

## 5 部活動の運営について

### (1) 保護者会

各部活動ごとに、保護者会に活動方針・活動計画等の報告を行う。

### (2) 会計

部費等の徴収金は保護者会と連携を取り適切に処理する。

### (3) 大会等

- ① 中間や期末考査前後の大会が計画される前に、大会主催者へ日程調整等を相談し、学習に集中させるよう配慮する。
- ② 生徒の負担が過度にならないように参加する大会を精選する。